



薬生食輸發0728第2号  
令和3年7月28日

駐日イラン・イスラム共和国大使館  
経済部参事官 モジタバ ザーヘディ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長



#### 貴国産アーモンド又はピスタチオナッツを含む食品の取扱いについて

今般、輸入時の検査命令の結果、下記施設の製造したアーモンド及びピスタチオナッツを含む食品からアフラトキシンが検出されたことから、本日付で当該施設が製造したアーモンド又はピスタチオナッツを含む食品について、アフラトキシンに係る検査命令を別添のとおり行うこととしました。

ついては、この違反事例を踏まえ、違反原因の早期究明及びその原因に応じた再発防止対策について検討し、我が国に違反品が輸出されることのないよう対策の充実についてよろしくお願い申し上げます。

記

製造者名 : CHOCOTAM

#### (参考)

##### <違反事例>

品名 : 洋菓子 (HONEY SOHAN)

輸入者 : LOTFI MOHAMMAD

製造者 : CHOCOTAM

製造所 : CHOCOTAM

届出数量及び重量 : 3 CT、16.00 kg

検査結果 : アフラトキシン 25  $\mu$ g/kg検出

届出先 : 成田空港検疫所

日本への到着年月日 : 令和3年6月16日

違反確定日 : 令和3年7月21日

貨物の措置状況 : 全量保管中

別添  
薬生食輸発0728第1号  
令和3年7月28日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(イラン産食品のアフラトキシン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和3年7月21日付け薬生食輸発0721第2号)により通知したところである。

今般、輸入時の検査命令において、CHOCOTAMの製造したアーモンド及びピスタチオナッツを含む食品からアフラトキシンが検出されたことから、同通知の別添1を下記のとおり改正し、別添2の1を別紙1、別途指示する製造業者を別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願ひする。

記

別添1のイランの項中、

| 製品検査の対象食品等                   | 条件                            | 検査の項目   | 試験品採取の方法  | 検査の方法   | 検査を受けることを命ずる具体的な理由                   |
|------------------------------|-------------------------------|---|-----------|---|--------------------------------------|
| アーモンド<br>又はピスタチオナッツ<br>を含む食品 | 別途指示する製造者で<br>製造されたものに限<br>る。 | 総アフラトキシン(ア<br>フラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub><br>及びG <sub>2</sub> の総和) | 別表2によること。 | 平成23年8月16日<br>付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」による | 総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。 |

を追加する。

| 最終改正令和3年9月28日                            |  |  |   |   |   |
|--|--|--|---|---|---|
| 計画固形<br>量(±0)                            | 製品検査等が実施済等<br>たるものに限る。                   | 条件   | 検食の項目   | 調査試験の方法   | 検査の方法   |
| フタ                                       | 規制強化が実現、影響アラートを見直す。<br>ただし、規制強化が実現する。    | 規制強化   | -   | フタの種類の確認を行なうこと  | 有毒フタが混入しているかを含むた<br>め、<br>成分測定(0.05%~0.9%)又は更に規制強化<br>として0.005%~0.9%が規定されるか否かを確認<br>し、検出されるか否かであるため、<br>半成22年3月16日付け食安第0816号2号 極アラート極アラートシングルが10.0kgが想定して含有<br>キシンの試験法についてによると、<br>半成4年11月21日付け食安第112002号及び食<br>化製品規則によること。 |
| (せいいちじく)<br>キヤウソン及びその加工品<br>(でんぶんを除く)    | -  | 規制強化<br>シンB、B <sub>1</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の組<br>合)                       | 別表 2によること   | 別表 2によること   | 半成22年3月16日付け食安第0816号2号 極アラート極アラートシングルが10.0kgが想定して含有<br>キシンの試験法についてによると、<br>半成4年11月21日付け食安第112002号及び食<br>化製品規則によること。   |
| シアノ化合物有豆類                                | -  | シアノ化合物   | 別表 10によること  | 別表 10によること  | 半成34年12月厚生省告示370と 食品、添加物<br>等の規格基準によること   |
| (セタオトマツ)                                 | イタリア産M級米にあつては各々<br>の頭にすること。              | 極アラートシン アラート<br>シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の組<br>合) | 別表 2によること<br>いたるアラート引きビスチラオナーツルにつ<br>いては、貨物1コロナットを1ロット比<br>例22年8月16日付け食安第0816号2号 極アラート極アラートシングルが10.0kgが想定して付着<br>キシンの試験法についてによること     | 別表 2によること<br>いたるアラート引きビスチラオナーツルを1ロット比<br>例22年8月16日付け食安第0816号2号 極アラート極アラートシングルが10.0kgが想定して付着<br>しているかを含むため、<br>半成22年8月16日付け食安第0816号2号 極アラート極アラートシングルが10.0kgが想定して付着<br>キシンの試験法についてによること | 別表 2によること<br>いたるアラート引きビスチラオナーツルを1ロット比<br>例22年8月16日付け食安第0816号2号 極アラート極アラートシングルが10.0kgが想定して付着<br>キシンの試験法についてによること   |
| 合論田                                      | トランナツ、アーモンドチバ(ダギー、<br>トロトロ)、ナツカツナギ       | 極アラートシン アラート<br>シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の組<br>合) | 別表 2によること<br>いたるアラート引きビスチラオナーツルにつ<br>いては、貨物1<br>コロナットを1ロット比<br>例22年8月16日付け食安第0816号2号 極アラート極アラートシングルが10.0kgが想定して付着<br>キシンの試験法についてによること | 別表 2によること<br>いたるアラート引きビスチラオナーツルにつ<br>いては、貨物1<br>コロナットを1ロット比<br>例22年8月16日付け食安第0816号2号 極アラート極アラートシングルが10.0kgが想定して付着<br>キシンの試験法についてによること   | 別表 2によること<br>いたるアラート引きビスチラオナーツルにつ<br>いては、貨物1<br>コロナットを1ロット比<br>例22年8月16日付け食安第0816号2号 極アラート極アラートシングルが10.0kgが想定して付着<br>キシンの試験法についてによること   |
| モクスリバツ及びミックストップ<br>花生(生花を除く)に含むするものに限る。) | -  | モクスリオナツ、アラザ<br>ナツ、アーモンドチバ(ダギー、トロトロ)、ナツカ<br>ツナギの組合の合計割合が10%以上ものに限る。                         | 別表 2によること   | 半成22年8月16日付け食安第0816号2号 極アラート極アラートシングルが10.0kgが想定して付着<br>キシンの試験法についてによること   | 半成22年8月16日付け食安第0816号2号 極アラート極アラートシングルが10.0kgが想定して付着<br>キシンの試験法についてによること   |
| アラゼンチ<br>いんげん豆                           | 規制強化アーモンド及びモクスリ<br>花生(生花を除く)に含むするものに限る。) | 規制強化<br>シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の組<br>合)         | 別表 10によること  | 半成20年10月12日付け食安第201003号 食品<br>中のメラニンの試験法についてによること   | 半成20年10月12日付け食安第201003号 食品<br>中のメラニンの試験法についてによること   |
| ナチュラル<br>ーム                              | ナチュラルチーズ<br>チーズ                          | 規制強化<br>シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の組<br>合)         | 別表 2によること   | 半成22年8月16日付け食安第0816号2号 極アラート極アラートシングルが10.0kgが想定して付着<br>キシンの試験法についてによること   | 半成22年8月16日付け食安第0816号2号 極アラート極アラートシングルが10.0kgが想定して付着<br>キシンの試験法についてによること   |
| ナチュラルチーズのナチュラル<br>ーム                     | ナチュラルチーズのナチュラル<br>ーム                     | 別途表示する製造者で製造されたもの<br>に限る。  | 別途表示する製造者で製造されたもの<br>に限る。   | 半成26年11月28日付け食安第1128第3698號 ひ<br>テラモ・モサイダネスの検査についてによること  | 半成26年11月28日付け食安第1128第3698號 ひ<br>テラモ・モサイダネスの検査についてによること  |
| ナチュラルチーズのナチュラル<br>ーム                     | ナチュラルチーズのナチュラル<br>ーム                     | 別途表示する製造者で製造されたもの<br>に限る。  | 別途表示する製造者で製造されたもの<br>に限る。   | 半成26年11月28日付け食安第1128第3698號 ひ<br>テラモ・モサイダネスの検査についてによること  | 半成26年11月28日付け食安第1128第3698號 ひ<br>テラモ・モサイダネスの検査についてによること  |

別添1

別添 1

別添1



別添 1

| 規格・規則 | 製品検査の対象商品等   | 条件               | 検査の項目                           | 試験品採取の方法  | 検査の方法  | 検査を実施しない場合等   |
|-------|--|------------------|---------------------------------|-----------|--|---|
| 規格: B | にんじん及びその加工品<br>にんじん加工工場に限る。)   | -                | ジンピーリー<br>トガジメーレ                | 所定の量によること | 平成17年1月24日付け食安委第0124001号 食品に付ける表示の記載方法又は表示内容の確認<br>所定する認証、製造販売業者は所持保有の該表示の表示額(0.10mm)を含むする旨のラベル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表 | 基準額(0.10mm)を含むする旨のモルタル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表 |
|       | にんじんの茎及びその加工品<br>にんじん加工工場に限る。)   | -                | チエバドキサム<br>アロニシ                 | 別表の3によること | 平成17年1月24日付け食安委第0124001号 食品に付ける表示の記載方法又は表示内容の確認<br>所定する認証、製造販売業者は所持保有の該表示の表示額(0.10mm)を含むする旨のラベル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表 | 基準額(0.10mm)を含むする旨のモルタル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表 |
|       | はいしよびその加工品<br>はいしよび加工工場に限る。)   | -                | ハヨシホゾ                           | 別表の3によること | 平成17年1月24日付け食安委第0124001号 食品に付ける表示の記載方法又は表示内容の確認<br>所定する認証、製造販売業者は所持保有の該表示の表示額(0.10mm)を含むする旨のラベル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表 | 基準額(0.10mm)を含むする旨のモルタル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表 |
|       | ひまわり種子及びその加工品<br>ひまわり加工工場に限る。)   | -                | 純アブナサンアラート<br>シナ,B,C及FGの範<br>囲) | 別表2によること  | 平成17年1月24日付け食安委第0124001号 食品に付ける表示の記載方法又は表示内容の確認<br>所定する認証、製造販売業者は所持保有の該表示の表示額(0.10mm)を含むする旨のラベル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表 | 基準額(0.10mm)を含むする旨のモルタル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表 |
|       | アソコリー及びその加工品<br>アソコリー加工工場に限る。)   | -                | アソシヨン                           | 別表の3によること | 平成17年1月24日付け食安委第0124001号 食品に付ける表示の記載方法又は表示内容の確認<br>所定する認証、製造販売業者は所持保有の該表示の表示額(0.10mm)を含むする旨のラベル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表 | 基準額(0.10mm)を含むする旨のモルタル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表 |
| 中国    | 加工品においては、別途掲示する加工工場<br>企業は、有りんそく加工工場に限る。                                     | -                | エンドウ<br>カボチャ及びス<br>ズナ           | 別表の3によること | 平成17年1月24日付け食安委第0124001号 食品に付ける表示の記載方法又は表示内容の確認<br>所定する認証、製造販売業者は所持保有の該表示の表示額(0.10mm)を含むする旨のラベル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表 | 基準額(0.10mm)を含むする旨のモルタル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表 |
|       | (有りんそく及びその加工品<br>販易加工工場に限る。)   | -                | セロ                              | 別表の3によること | 平成17年1月24日付け食安委第0124001号 食品に付ける表示の記載方法又は表示内容の確認<br>所定する認証、製造販売業者は所持保有の該表示の表示額(0.10mm)を含むする旨のラベル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表 | 基準額(0.10mm)を含むする旨のモルタル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表 |
|       | もろこし(カラメル等)<br>モロコシ加工工場に限る。)   | -                | アーモンド<br>シナ,B,G及FGの範<br>囲)      | 別表2によること  | 平成23年8月16日付け食安委第081602号 食品に付ける表示の記載方法又は表示内容の確認<br>所定する認証、製造販売業者は所持保有の該表示の表示額(0.10mm)を含むする旨のラベル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表  | 基準額(0.10mm)を含むする旨のモルタル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表 |
|       | 荏胡夢卜 <sup>1</sup> (Zanthoxylum bungeanum) 及び<br>その加工品 茚胡夢卜以「吉野」するもの<br>に限る。) | -                | シナ,B2,G1及FGの範<br>囲)             | 別表2によること  | 平成23年8月16日付け食安委第081602号 食品に付ける表示の記載方法又は表示内容の確認<br>所定する認証、製造販売業者は所持保有の該表示の表示額(0.10mm)を含むする旨のラベル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表  | 基準額(0.10mm)を含むする旨のモルタル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表 |
|       | 食品加工品、販易加工品、食用油類、塗<br>及び化粧品で調理したものを除く。)                                      | -                | サイクダ<br>シナ                      | 別表の3によること | 平成19年7月6日付け食安委第090702号 食品に付ける表示の記載方法又は表示内容の確認<br>所定する認証、製造販売業者は所持保有の該表示の表示額(0.10mm)を含むする旨のラベル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表   | エンドウが輸入されるものがあるため。<br>サイクダが輸入されるものがあるため。                    |
|       | 加工品で調理したものを除く。)  | -                | グリーン<br>グリーン                    | 別表2によること  | 平成23年8月16日付け食安委第081602号 食品に付ける表示の記載方法又は表示内容の確認<br>所定する認証、製造販売業者は所持保有の該表示の表示額(0.10mm)を含むする旨のラベル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表  | サイクダが輸入されているおそれがあ<br>るため。                                   |
|       | 有りんそく加工工場に限る。)   | -                | タマネギ<br>タマネギ                    | 別表2によること  | 平成19年8月16日付け食安委第090702号 食品に付ける表示の記載方法又は表示内容の確認<br>所定する認証、製造販売業者は所持保有の該表示の表示額(0.10mm)を含むする旨のラベル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表  | タマネギが輸入されているおそれがあ<br>るため。                                   |
|       | ねり芋(タラバガニ等)<br>ねり芋加工工場に限る。)  | -                | タラバ<br>ガニ                       | 別表2によること  | 平成19年8月16日付け食安委第090702号 食品に付ける表示の記載方法又は表示内容の確認<br>所定する認証、製造販売業者は所持保有の該表示の表示額(0.10mm)を含むする旨のラベル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表  | タラバガニが輸入されているおそれがあ<br>るため。                                  |
|       | ごぼう種子及びその加工品<br>ごぼう種子加工工場に限る。)   | -                | カボチャ<br>カボチャ                    | 別表の3によること | 平成23年8月16日付け食安委第081602号 食品に付ける表示の記載方法又は表示内容の確認<br>所定する認証、製造販売業者は所持保有の該表示の表示額(0.10mm)を含むする旨のラベル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表  | カボチャが輸入されているおそれがあ<br>るため。                                   |
|       | パラグアイ<br>パラグアイ   | パラグアイ<br>パラグアイ   | カボチャ<br>カボチャ                    | 別表の3によること | 平成23年8月16日付け食安委第081602号 食品に付ける表示の記載方法又は表示内容の確認<br>所定する認証、製造販売業者は所持保有の該表示の表示額(0.10mm)を含むする旨のラベル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表  | カボチャが輸入されているおそれがあ<br>るため。                                   |
|       | パセリ<br>パセリ   | パセリ<br>パセリ       | カボチャ<br>カボチャ                    | 別表の3によること | 平成23年8月16日付け食安委第081602号 食品に付ける表示の記載方法又は表示内容の確認<br>所定する認証、製造販売業者は所持保有の該表示の表示額(0.10mm)を含むする旨のラベル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表  | カボチャが輸入されているおそれがあ<br>るため。                                   |
|       | ハイビスカス<br>ハイビスカス   | ハイビスカス<br>ハイビスカス | カボチャ<br>カボチャ                    | 別表によること   | 平成23年8月16日付け食安委第081602号 食品に付ける表示の記載方法又は表示内容の確認<br>所定する認証、製造販売業者は所持保有の該表示の表示額(0.10mm)を含むする旨のラベル<br>及び基準(0.10mm)を含むする旨アマメタリヤ<br>ハガキ付表  | カボチャが輸入されているおそれがあ<br>るため。                                   |

別添1



別添1

卷之三

各機体について、既アフターチンの発育を大過し、機体でもりづらさを招く機体が認められたロットについては、全般、食品衛生法第6條第2号違反として指摘することとする。

MTFB (percentage Moisture on a Fat-Free-Basis) = チーズの水分重量 / チーズの重量 - チーズの脂肪重量) × 100

### 検査命令対象食品等

(1) イタリア産非加熱食肉製品（リストリア・モノサイトゲネス）

以下の製造者で製造されたもの。

①製造者名：CERIANI SPA

施設番号：CE IT 96 L

②製造者名：P.D.P. E COMPANY S.R.L.

施設番号：CE IT 1601 L

③製造者名：AZ.AGRICOLA CA'LUMACO DI FERRI EMANUELE

施設番号：CE IT 9-861L

(2) イタリア産ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ（リストリア・モノサイトゲネス）

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：LUIGI GUFFANTI 1876 S.R.L.

施設番号：IT 01 351 CE

(3) イタリア産ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズ（リストリア・モノサイトゲネス）

以下の製造者で製造されたもの。

①製造者名：CASEIFICIO MALDERA SRL

②製造者名：ITALAT S.R.L. (NAPLE)

製造者住所：VIA CIVITA FARNESE, 25 03020 ISOLETTA

ブランド：MOZZARELA BUFFALA

(4) イタリア産ナチュラルチーズ（腸管出血性大腸菌O26）

以下の製造者で製造されたもの。

①製造者名：COOPERATIVA PRODUTTORI LATTE E FONTINA

製造者住所：LOCALITA CROIX-NOIRE 10 11020 SAINT CHRISTOPHE (AOSTA)

②製造者名：CASEIFICIO GAMBONE SNC DI EZIO GAMBONE & C

製造者住所：STRADA PROVINCIALE SAN FRANCESCO 83048 MONTELL(AV)

(5) イタリア産赤とうがらし又はピスタチオナッツを含む食品（アフラトキシン）

別表33に掲げる製造者で製造されたもの。

(6) イラン産アーモンド又はピスタチオナッツを含む食品（アフラトキシン）

別表33に掲げる製造者で製造されたもの。

(7) インド産紅茶（ヘキサコナゾール）

以下の製造者で製造されたもの。

①製造者名：RAGHUNATH EXPORTERS

②製造者名：SPICE HOME INDIA

(8) インドネシア産生食用切り身まぐろ（サルモネラ属菌）

以下の製造者で製造されたもの。

①製造者名：P. T. MAKMUR JAYA SEJAHTERA

②製造者名：PT. CEMERANG LAUT AMBON

(9) 韓国産養殖ひらめ及びその加工品（クドア・セブテンブンクタータ）

別表4に掲げる養殖業者が出荷したもの。

(10) 韓国産生食用アカガレイ（腸炎ビブリオ）

別表5に掲げる製造者で処理されたもの。

(11) 韓国産生食用タイラギガレイ（腸炎ビブリオ）

別表5に掲げる製造者で処理されたもの。

(12) 韓国産キムチ（腸管出血性大腸菌 O103）

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：DAEKWANG F & G CO.,LTD.

(13) スイス産非加熱食肉製品（リストリア・モノサイトゲネス）

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：FLEISCHTROCKNEREI CHURWALDEN AG

施設番号：CH 73765493

(14) スペイン産非加熱食肉製品（リストリア・モノサイトゲネス）

別表6に掲げる製造者で製造されたもの。

(15) スペイン産乾燥いちじく又はアーモンドを含む食品（アフラトキシン）

別表33に掲げる製造者で製造されたもの。

(16) タイ産生食用えび（腸炎ビブリオ）

別表5に掲げる製造者で処理されたもの。

(17) タイ産ゆでがに（飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。）（腸炎ビブリオ）

別表5に掲げる製造者で処理されたもの。

(18) 台湾産食品（サイクラミン酸）

別表7に掲げる製造者で製造されたもの。

(19) 中国産生食用ウニ（腸炎ビブリオ）

別表5に掲げる製造者で処理されたもの。

(20) 中国産乾燥ほうれんそう（エンドリン及びクロルビリホス）

別表 8 に掲げる加工企業に限る。ただし、クロルピリホスに係る検査命令は別表 8 に掲げる対象加工企業に限る。

(21) 中国産冷凍ほうれんそう(エンドリン及びクロルピリホス)

別表 9 に掲げる加工企業に限る。ただし、クロルピリホスに係る検査命令は別表 9 に掲げる対象加工企業に限る。

(22) 中国産冷凍調理ほうれんそう(エンドリン及びクロルピリホス)

別表 10 に掲げる加工企業に限る。ただし、クロルピリホスに係る検査命令は別表 10 に掲げる対象加工企業に限る。

(23) 中国産食品(サイクラミン酸)

別表 11 に掲げる製造者で製造されたもの。

(24) 中国産食品(放射線照射)

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：GUIZHOU LEEFENG HEALTH PRODUCTS CO.,LTD.

(25) バングラデシュ産赤とうがらし、ターメリック、ひよこ豆又は落花生を含む食品(アフラトキシン)

別表 33 に掲げる製造者で製造されたもの。

(26) フィリピン産生食用ウニ(腸炎ビブリオ)

別表 5 に掲げる製造者で処理されたもの。

(27) フィリピン産生食用切り身まぐろ サルモネラ属菌)

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：TENPOINT MANUFACTURING CORPORATION

(28) フランス産ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズ(リストリア・モノサイトゲネス)

別表 12 に掲げる製造者で製造されたもの。

(29) フランス産ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズ 腸管出血性大腸菌 O103)

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：S.A.R.L, LE PIC

施設番号：FR 81 206 009 CE

製造者住所：81140 PENNE, FRANCE

(30) フランス産ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズ 腸管出血性大腸菌 O26)

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：HARDY AFFINEUR LAUT ETIKETT (LES FROMAGERS DE TRADITION-HARDY AFFINEUR)

施設番号：FR 41 043 003 CE

(31) フランス産ナチュラルチーズ 腸管出血性大腸菌 O145)

以下の製造者で製造されたもの。  
製造者名：FROMAGERIE ALPINE  
施設番号：FR 26 281 001 CE

(32) フランス産ナチュラルチーズ 腸管出血性大腸菌 O157)

以下の製造者で製造されたもの。  
製造者名：FERME LINOL  
施設番号：FR 46 145 001 CE

(33) フランス産ナチュラルチーズ 腸管出血性大腸菌 O26)

以下の製造者で製造されたもの。  
①製造者名：COOPERATIVE DES MONTS DE JOUX  
施設番号：FR 25 041 001 CE  
②製造者名：FROMAGERIE ALPINE  
施設番号：FR 26 281 001 CE  
③製造者名：LE FROMAGER DE LA FRUITIERE DU MONT-S  
施設番号：FR 74 096 050 CE  
④製造者名：SOCIETE FROMAGERE DU MOULIN DE CAREL  
施設番号：FR 14 654 001 CE  
⑤製造者名：CHEVRERIE DE BEAUREGARD  
施設番号：FR 36 018 009 CE

(34) フランス産ナチュラルチーズ（腸管出血性大腸菌 O111）

以下の製造者で製造されたもの。  
①製造者名：FROMAGERIE GAUGRY  
施設番号：FR 21 110 001 CE  
②製造者名：MONS - FROMAGER AFFINEUR - FROMAGERIE EDOUARD -  
A L 'AUVERGNAT  
施設番号：FR 42 232 001 CE

(35) フランス産ナチュラルチーズ（リストリア・モノサイトゲネス）

以下の製造者で製造されたもの。  
製造者名：BLANC F J  
施設番号：FR 79 202 024 CE

(36) フランス産赤とうがらし又はピスタチオナッツを含む食品（アフラトキシン）

別表 33 に掲げる製造者で製造されたもの。

(37) 米国産非加熱食肉製品（リストリア・モノサイトゲネス）

以下の製造者で製造されたもの。  
①製造者名：DANIELE INTERNATIONAL, INC.  
施設番号：EST 9992  
製造者住所：105 DAVIS DRIVE PASCOAG, RI 02859  
②製造者名：COLUMBUS SALAME, INC.

施設番号：EST 6032

製造者住所：493 FORBES BLVD. S. SAN FRANCISCO, CA 94080

(38)米国産ソフト及びセミハード（MFFB61%以上のもの）タイプのナチュラルチーズを主要原料とする食品（リステリア・モノサイトゲネス）

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：DANIELE INTERNATIONAL, INC.

施設番号：EST 459

製造者住所：180 DAVIS DRIVE PASCOAG, RI 02859

(39)米国産ソフト及びセミハード（MFFB61%以上のもの）タイプのナチュラルチーズ（リステリア・モノサイトゲネス）

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：CRAVE BROTHERS FARMSTEAD CHEESE, LLC 又は、

CRAVE BROTHERS FARMSTEAD CHEESE COMPANY

製造者住所：W11555 TORPY ROAD WATERLOO, WI 53594-9652

(40)米国産食品（放射線照射）

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：DEAN & DELUCA BRANDS, INC.

(41)ベトナム産水産食品（赤痢菌）

以下の製造者で製造されたもの。

製造又は輸出者名：EASTERN SEA CO., LTD.

住 所：1719A 30/4 ST-VUNG TAU CITY, VIETNAM

(42)ベトナム産食品（サイクラミン酸）

別表 13 に掲げる製造者で製造されたもの。

(43)ポーランド産乾燥いちじくを含む食品（アフラトキシン）

別表 33 に掲げる製造者で製造されたもの。

食品 アフラトキシン)検査命令対象製造者

| 対象国     | 品目                           | 製造者名                                     |
|---------|------------------------------|--|
| イタリア    | 赤とうがらし又はピスタチオナッツを含む食品        | CAMPO D'ORO DI LICATA PAOLO & C.SAS      |
|         |                              | OLIVIERS & CO. (フランス)                    |
| イラン     | アーモンド又はピスタチオナッツを含む食品         | CHOCOTAM                                 |
| スペイン    | 乾燥いちじく又はアーモンドを含む食品           | JOSE PELLUZ BERNAL                       |
| バングラデシュ | 赤とうがらし、ターメリック、ひよこ豆又は落花生を含む食品 | SQUARE FOOD & BEVERAGE LTD.              |
| フランス    | 赤とうがらし又はピスタチオナッツを含む食品        | OLIVIERS & CO.                           |
| ポーランド   | 乾燥いちじくを含む食品                  | SUROVITAL MARCIN RENDAK KAROL SZWED S.C. |